

○月二五日から施行することとした。

附則
この政令は、平成二十三年十一月一日から施行する。

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

国土交通大臣 前田 武志
内閣総理大臣 野田 佳彦

御 名 御 璽

平成二十三年十月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三百十五号

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）附則第一条（第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日は平成二十五年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二十四年四月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同年十月一日とする。

厚生労働大臣 小宮山 洋子
農林水産大臣 鹿野 道彦
経済産業大臣臨時代理 国務大臣 細野 豪志
国土交通大臣 前田 武志
環境大臣 細野 豪志
防衛大臣 一川 保夫
内閣総理大臣 野田 佳彦

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年十月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三百十六号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項第二号、第十条第四項（同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第二十三条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第八条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「第七条第二項」を「第八条第二項」に、「第八条第一項ただし書」を「第十条第一項ただし書」に改め、同条を第二十一条とする。

第十七条を第二十条とし、第十六条を第十九条とする。

第十五条中「第七条から」を「第八条から」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「第八条第一項」を「第九条の見出し及び同条中「法第十条第四項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条第四項」と、第十条第一項に「第九条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十一条」を「第十四条」に、「第十二条」を「第十五条」に、「第十三条」を「第十六条」に改め、同条を第十八条とする。

第十四条を第十七条とし、第十三条を第十六条とする。

第十二条中「第九条」を「第十一条」に改め、同条を第十五条とする。

第十一条を第十四条とし、第十条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人）

第十三条 法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人は、港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局とする。

第九条を第十一条とする。

第八条第二項中「前条第二項」を「第八条第二項」に改め、同条を第十条とする。

第七条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第十条第四項の政令で定める市）

第九条 法第十条第四項の政令で定める市は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市及び福岡市とする。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（法第二条第二項第二号の政令で定める給付金）

第四条 法第二条第二項第二号に規定する給付金のうち政令で定めるものは、次に掲げる予算の目的の経費の支出によるものとする。

一 地域自主戦略交付金

二 沖縄振興自主戦略交付金

三 社会資本整備総合交付金

別表第一中「第六条関係」を「第七条関係」に改める。

別表第二中「第九条関係」を「第十一条関係」に改める。

別表第三中「第十三条関係」を「第十六条関係」に改める。

別表第四中「第十四条関係」を「第十七条関係」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

（電気事業法施行令の一部改正）

第二条 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中「第七条第二項」を「第八条第二項」に、「第八条第二項」を「第十条第二項」に改める。

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 細野 豪志

環境大臣 細野 豪志

内閣総理大臣 野田 佳彦

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年十月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三百十七号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六号の八を第六号の九とし、第六号の三から第六号の七までを一号ずつ繰り下げ、第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三 三クロロロー・二プロパンジオール及びこれを含有する製剤

第一条中第二十四号の四を第二十四号の五とし、第二十四号の三の次に次の一号を加える。

二十四の四 一（四）フルオロフェニル プロパン二アミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

第二条第一項第四号の五中「製剤」を「製剤」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、三アミノメチル・三・五・五トリメチルシクロヘキシルアミン六％以下を含有するものを除く。

第二条第一項第三十二号中（163）を（169）とし、（156）から（162）までを（162）から（168）までとし、（155）を（160）とし、その次に次のように加える。

(161) ニーメチルデカンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中（154）を（159）とし、（136）から（153）までを（141）から（158）までとし、（135）を（139）とし、その次に次のように加える。

(140) ニー「二」プロピルスルホニルオキシイミノ」チオフェン三（二H）イリデン」ー二（二）メチルフェニル」アセトニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中（134）を（138）とし、（126）から（133）までを（130）から（137）までとし、（125）を（128）とし、その次に次のように加える。

(129) (Z) ー二ー「二」フルオロ五（トリフルオロメチル）フェニルチオ」ー二「三」ー二（二）メトキシフェニル」ー三「チアゾリジン」ー二「イリデン」アセトニトリル（別名フルチア

ニル）及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中（124）を（127）とし、（116）から（123）までを（119）から（126）までとし、（115）を（117）とし、その次に次のように加える。

(118) (二Z) ー二「二」フェニル」ー二「ヘキセンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中（114）を（116）とし、（110）から（113）までを（112）から（115）までとし、（109）を（110）とし、その次に次のように加える。

(111) ノナー二・六ジエンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中（108）を（109）とし、（84）から（107）までを（85）から（108）までとし、（83）の次に次のように加える。

84 シクロヘキシルデン」ー二トリルアセトニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第五十四号の三ただし書中「一％」を「六％」に改め、同項中第百号の十六を第百号の十七とし、第百号の十一から第百号の十五までを一号ずつ繰り下げ、第百号の十の次に次の一号を加える。

百の十一 五ーメトキシN・Nジメチルトリブタミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

附則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十三年十月二十五日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の五、第三十二号及び第五十四号の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の三及び第二十四号の四並びに第二条第一項第百号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十四年一月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年一月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年十月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三百十八号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第九条第一項第四号及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則(昭和三十一年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。
第十九条の十の三の見出しを「(認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除)」に改め、同条中「認定特定非営利活動法人」を削り、「認定特定非営利活動法人をいう。以下この条及び次条において同じ。」を「認定特定非営利活動法人等」に改め、同条第三号中「認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に改め、同条第四号中「認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に改める。
第十九条の十の四第三項中「又は」の下に「法第四十一条の十八の二第二項に規定する」を加える。
第二十二條の十二の見出しを「(認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例)」に改め、同条第一項から第三十八項までを削り、同条第三十九項中「第六十六条の十一の二第三項」を「第六十六条の十一の二第二項」に、「認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に改め、「行う」の下に「同項に規定する」を加え、同項を同条とする。
第二十二條の十五第四項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の下に「平成十四年法律第五十一号」を加える。
第二十二條の七十六の三の見出しを「(認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例)」に改め、同条中「第二十二條の十二第三十九項」を「第二十二條の十二」に改める。

附則

1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。
2 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十号)附則第十條第十項又は第十四項の規定の適用がある場合における改正後の租税特別措置法施行規則の規定の適用については、同令第二十二條の十二中「認定特定非営利活動法人等」とあるのは「認定特定非営利活動法人等又は特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十号)附則第十條第四項に規定する旧認定特定非営利活動法人(以下この条において「旧認定特定非営利活動法人」という。）」と、「同項」とあるのは「法第六十六条の十一の二第二項」と、「認定特定非営利活動法人等」とあるのは「認定特定非営利活動法人等又は旧認定特定非営利活動法人」とする。
○厚生労働省令第三十号
毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第三百十七号)の施行に伴い、及び毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第四條の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年十月十四日
厚生労働大臣 小宮山洋子

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令
毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。
別表第一劇物の項第十一号の九中(144)を(145)とし、(113)から(143)までを(114)から(144)までの次に次のように加える。

(113) (2) 一 「二」フルオロー五「(トリフルオロメチル)フェニルチオ」二「三」二「メトキシフェニル」一「三」チアゾリジン二「イリデン」アセトニトリル(別名フルチア

ニル)及びこれを含有する製剤
別表第一劇物の項第三十二号の三中「二」を「六」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二十七号

環境影響評価法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十七号)第一条の施行に伴い、並びに環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、環境影響評価法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年十月十四日
環境大臣 細野 豪志

環境影響評価法施行規則の一部を改正する省令

第三条の次に次の四條を加える。

(方法書の公表)

第三条の二 法第七条の規定による方法書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 事業者のウェブサイトに掲載

二 関係都道府県の協力を得て、関係都道府県のウェブサイトに掲載すること。

三 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトに掲載すること。

(方法書説明会の開催)

第三条の三 法第七条の二第一項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。
(方法書説明会の開催の公告)
第三条の四 第一条の規定は、法第七条の二第二項の規定による公告について準用する。

2 法第七条の二第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
二 対象事業の名称、種類及び規模
三 対象事業が実施されるべき区域

四 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

五 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(責めに帰することができない事由)
第三条の五 法第七条の二第四項の事業者の責めに帰することができない事由であつて環境省令で定めるものは、次に掲げる事由とする。

一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
二 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによつて方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

第四条の次に次の一條を加える。
(学識経験を有する者の意見聴取)
第四条の二 環境大臣は、法第三十一條第三項の規定により意見を述べるに当たつて必要があると認めるときは、学識経験を有する者の意見を聴くことができる。
第七条の次に次の一條を加える。
(準備書の公表)
第七条の二 第三條の二の規定は、法第六十六條の規定による公表について準用する。この場合において、第三條の二中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替へるものとする。

2 第三條の二の規定は、法第四十八條第二項において準用する法第六十六條の規定による公表について準用する。この場合において、同条中「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第一号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替へるものとする。
第八条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第一項を次のように改める。

第三条の三の規定は、法第七十七條第一項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第三條の三中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替へるものとする。
第八条第二項中「前項の」を「第三條の三」に、「前項中」を「第三條の三」中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」とに改める。